

視 察 ・ 調 査 報 告 書
＜土木環境委員会＞

令和7年第5回沖縄県議会（9月定例会）閉会中

令和7年11月20日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

土木環境委員会視察・調査報告書

視察・調査日時

令和7年11月20日 木曜日

視察・調査場所

中城村、西原町

視察・調査事項

- 1 西原町上原及び中城村伊集の土砂崩れ現場の状況について

視察・調査概要

別紙のとおり

参加委員（10人）

委員長	仲	里	全	孝
副委員長	糸	数	昌	洋
委員	喜	屋	武	力
委員	大	屋	政	善
委員	下	地	康	教
委員	又	吉	清	義
委員	山	内	末	子
委員	新	垣	光	栄
委員	比	嘉	瑞	己
委員	瑞	慶	覧	長
				風

議会事務局（3人）

議会事務局政務調査課主幹	上	運	天	慎	也
議会事務局政務調査課主査	下	地	健	太	
議会事務局政務調査課主査	具	志	堅	宗	明

別紙（視察・調査概要）

1 調査事項：11月14日に発生した西原町上原及び中城村伊集の土砂崩れ現場の状況について

(1) 概要説明

○中部土木事務所 所長 森田 敦

11月14日（金）8時頃に発生したと見られる土砂崩れにより、長さ約480メートル、幅約110メートル、高低差約80メートルの範囲が崩落し、場内の道路が約100メートル移動した。溪流にあった治山ダム3基のうち2基が埋没している状況である。

西原町、中城村、消防、警察と合同で調査と情報共有を実施した。集落への土砂流入を防ぐため、中城村と調整の上、土木事務所にて土のう（2段積み3列）を設置した。また、県道側には雨水浸透による崩落拡大を防ぐためブルーシートを設置し、先端部には動態観測用のくいを設置して監視しているが、現在のところ土砂の新たな変状は見られない。

○海岸防災課長 又吉 一誠

当該地は平成23年11月に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されており、地滑りした場所とのり面下部は土石流の指定箇所である。被災した道路（県道34号線旧道）について、災害復旧事業の実施を検討しており、国土交通省へ第一報を報告予定している。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）というのは、土砂災害防止法に基づく土砂災害のおそれのある区域を、危険の周知であったり、警戒避難体制の整備やソフト対策をするものであり、何らかの規制や、ハード整備が絡むものではなく、あくまでも周辺の住民の皆様とか県民の皆様にはここはこういう土地だということを周知するための区域の設定となっている。

今後の課題として、原因が大雨による異常気象か、その他の要因かの特定が必要である。また、下部斜面は開発行為が行われ、保安林指定や治山ダムもあるため、発生要因の確定も含めて関係各課での調整が必要である。

○農林水産部森林管理課班長 大城 慎吾

崩壊した場所は保安林等の森林に属さない「白地」であり、そこから崩壊し下流へ流出したと考えられる。下流にある治山ダム3基は土砂で埋もれており、破損状況は現在確認できない。

中城村からの要望を受け、治山ダムに続く水路の通水を確保するため、

かご枠や袋詰め溜石等の設置を調整中であり、調整がつき次第緊急に設置する予定である。今、治山ダムは確認できないので他部局と連携しながら、対策について検討していきたい。

○企画部県土・跡地利用対策課長 城間 直樹

現場は現事業者が別の事業者から買い取って使用している。平成30年頃に前の事業者に対して県土保全条例に基づく開発許可を出している。

本年10月に中城村から「許可以上の開発をしている疑いがある」と情報提供があり、10月30日に中城村、県、事業者の立合いの下、現場確認を実施した。県からは、許可内容を超える開発の可能性、条例に抵触するおそれがあるため、造成行為の停止と、専門コンサルタントによる調査（許可範囲をどの程度超えているかの確定）を行うよう口頭で指導した直後に本件が発生した。

○環境部環境整備課長 與那嶺 正人

現事業者は令和6年6月に廃棄物処理法に基づく許可（ガラス・コンクリートくず等の破碎）を取得。自走式破碎機と、面積約1300平米・保管上限3800立米の保管施設を設置していた。

崩壊前は2段の地形で、上段に重機、下段に破碎後の瓦れき類を保管していた。県土保全条例の違反の疑いがあるため、保健所も一緒に立ち入る事前準備のために崩壊前日に保健所のパトロール員が現場状況を確認していたが、明らかに廃棄物処理法に違反している事態は確認されていなかった。

（2）質疑応答

- Q** 10月には県土保全条例に基づく開発許可以上の開発の疑いが判明し、調査・指導をしている矢先の災害だったということか。
- A** そうである。10月30日に現場確認と口頭指導を行い、当時の許可面積（3000平米以上は要申請）をどの程度超えているか確定するために専門業者に依頼するよう指導した直後に災害が発生した。
- Q** 指導は書面で残さず口頭だったのか。また、昔から地すべり地域と分かっている場所に許可を出すこと自体がおかしいのではないか。他地域への影響も含めて厳しく調査すべきではないか。
- A** 指導は現場で口頭で行った。違法開発の疑いがある場合は市町村役場から報告を受け、現場確認等を行う形を取っている。

- Q 許可した範囲を超える開発の疑いについて、微々たるものか、一目瞭然の規模か。また、土砂災害警戒区域の見直しは検討されているか。
- A 正確な調査が必要だが、違反の蓋然性は高いと認識している。
警戒区域は1巡目の指定が終わっており、地形の変化等に応じて随時継続調査を行い、警戒区域の変更等を実施している。
- Q 産廃処分業の許可が令和6年6月と最近であるが、既に許可範囲を超える状況に至っていたのか。現状はどうなっているのか。
- A 廃棄物処理法の違反状態は確認されていない。現在破碎施設が半分埋まっており、復旧できなければ許可取消しになる可能性がある。重機が往来できる状況になれば廃棄物を撤去するよう指導していく。
- Q 原因究明のプロセスと復旧に向けたスケジュール感、住民への対応をどのように考えているか。
- A 道路の災害復旧手続を進めつつ、国と調整するために原因究明を並行して行う。関係課と連携しスケジュール感を持って対策する。旧道が通行できないことについては住民に説明し理解を求める。
- Q 原因究明と並行して、周辺で崩落など二次被害が起きそうなどろがないかどうかの調査も行っているか。
- A 当該地は中頭東部地すべり区域の一部である。住宅に近いところなどを優先して整備しており、この場所はこれまで大きな変状がなかった。変状がないかは随時目視で確認しながら整備を進めている。
- Q 原因究明も重要だが、まずは住民に対して「対策しているから大丈夫だ」と言える状況まで、緊急対応を含めて安全確保に努めていただきたい。
- A 関係課と調整しながら、応急対応も含め、早めに対策できる場所は安全確保に努めていきたい。
- Q 土砂撤去の主体はどこになるのか。
- A まだ原因が分かっていないため決まっていない。
- Q 崩壊前の斜面の状況はどうだったか。木が生えていた部分がずれて流

れたのか。

A 前の事業者が広げた盛土状態の場所と、その上部の木が生えていた部分が引きずられて地山ごと相当崩れた状況である。

Q 保安林に設置された治山ダムの目的は何か。また、なぜ崩壊した白地の部分は保安林に指定できなかったのか。

A 治山ダムは平成6年と17年に設置しており、当時は開発されておらず、急峻な地形の崩壊を止める目的であった。崩壊した白地部分は、以前は等高線（勾配）が緩やかで安定していたことや、既に森林状態ではなく民有地であり保安林にすると規制がかかること等から指定されていなかった。

(3) その他委員からの意見

- ・ 土砂災害警戒区域の範囲、県土保全条例の許可状況、治山ダムの目的と機能がしっかり果たされていたか等、3つの部署が関わる大きな問題である。許可どおりに経済行為がなされていたか等の原因究明を連携して進めてほしい。
- ・ 多くの部署が関わっているため、しっかり連携して原因究明と対策を行い、住民が安全になるような組織体制を構築してほしい。
- ・ これまでの4回の申請状況等を整理してまとめてほしい。また、警戒区域になっている県道は日頃から解放されているのか。二次災害対策を含めて委員会に報告してもらいたい。

以上



○土砂崩れ現場の全景（長さ約 480m、幅約 110m）



○中部土木事務所長等による概要説明



○流出した土砂と設置された大型土のう



○質疑応答、現場踏査の様子